

二十六日 赤崎町 光、尾張”  
 ” 二十八日 倉吉市 津原、尾原”  
 ” 二十九日 粟尾、三明寺”  
 ” 三十日 清谷、福庭”  
 ” 森、大河内、中野”

鳥取県告示第五百九十八号  
 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和四十二年二月二十八日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。  
 昭和四十一年十一月四日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
 金曜日発行  
 （当日が休日に当り  
 たるときは、その翌日）

目次  
 示 結核予防法による指定医療機関の辞退  
 結核予防法による医療機関の指定  
 結核予防法による指定医療機関の辞退  
 解除予定の保安林  
 土地改良事業の認可  
 米販提供業者の登録  
 健康保険法による保険医の登録  
 健康保険法による保険医療機関の指定  
 鳥取県行政書士試験の合格者

## 告示

鳥取県告示第五百九十九号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二  
 辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地  
 昭和四十年 五月三十一日 倉吉市国民健康保険 倉吉市福山一五三の  
 上小鴨診療所 一番地

鳥取県告示第六百号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。  
 昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二  
 指定年月日 名称 所在地  
 昭和四十一年 十月十三日 上小鴨診療所 倉吉市福山一五三の一番地 安部 正威

鳥取県告示第六百一十号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。  
 昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二

指定年月日 名 称 所在地 開設者  
 昭和四十一年 医療法人清和会 倉吉市東岩倉町二二 垣田堅二郎  
 十月一日 垣田 病院 七七番地

鳥取県告示第六百二二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。  
 昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地  
 昭和四十一年十月一日 垣田 病院 倉吉市東岩倉町二二七七番地

鳥取県告示第六百三三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
 昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)  
 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅  
 (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百四号

昭和四十一年七月二十日付けで羽合砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(は場整備)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。  
 昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十一年十一月八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字久留九八番地の四 羽合砂丘土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

登録番号 登録年月日 氏名 名称 住所

米飯第一九九号 昭四一、七、二八 内田健二郎 協同組合 米子レストラン協会 米子市加茂町二丁目一六 米子商工会議所会館内 住所に同じ。

鳥取県告示第六百六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

登録番号 登録年月日 氏名 名屋号 住所

鳥飯第二五一号 昭四一、八、九 西原 政吉 さかえや 鳥取市立川町一丁目二五 住所に同じ。

鳥取県告示第六百七号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

登録番号 登録年月日 氏名 名屋号 住所

倉飯第二二二号 昭四一、八、一九 泉 清子 以都美 東伯郡東伯町大字浦安三〇六の八 住所に同じ。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第六百八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

氏名 住 所 登録の記号番号 登録年月日  
 山根 巖 東伯郡羽合町長瀬一、九 鳥医一、二二九 昭和四十一年十月十九日

鳥取県告示第六百九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令

第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

氏名 住 所 登録の記号番号 登録年月日  
 熊谷 敬一 鳥取市二階町三丁目二四 鳥医 二六〇 昭和四十一年九月二十一日

鳥取県告示第六百十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

名	所 在 地	診 療 科	名 開 股 者 氏 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
医療法人清和会垣田病院	倉吉市東岩倉町二二七七	内科	理事長 垣田堅二郎	昭和四十一年十月一日	乙表点数表
滝川医院	境港市日ノ出町九六	内科、小児科	滝川 一尚	十日	
滝川医院松ヶ枝診療所	松ヶ枝町二二		滝川 淳子		
大津医院	倉吉市福吉町一三八九の五		大津 鎮雄	二十一日	
松本医院	鳥取市東品治町五の一	皮膚泌尿器科、性病科、外科	松本 正威	十一月一日	
本田医院	米子市諏訪三〇〇の一	内科、外科	本田 清		
神倉医院小鴨出張所	倉吉市中河原		神倉 文威		

池淵医院	境港市栄町二二	内科、放射線科	池淵 正賢
中嶋医院	相生町四一	内科、外科	中嶋 富久
田中医院大坪出張診療所	八頭郡家町大坪七一	内科、外科	田中哲之助
菊川医院	用瀬町用瀬四二七	内科、小児科	菊川 定子
柿坂医院	八東町北山七三	全科	柿坂 絹介
柿坂医院若桜出張所	若桜町若桜一二二五		
井上医院佐治出張診療所	佐治村加茂	内科、外科	井上 武
小谷診療所	西伯郡名和町御来屋	内科、小児科、婦人科	小谷 晴彦
佐伯医院	日野郡日野町黒坂一四二五		佐伯 貞
辻本歯科医院出張所	西伯郡西伯町落合三二八の三	歯科	辻本 正夫

公 告

昭和41年10月7日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和41年11月8日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二

図 録

歯科点数表